

「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第11回)議事要旨

【開催日時】 平成14年6月17日(月)午後3時～4時15分

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

- 【主な議題】
1. 証券決済システム改革法の内容及び証券決済制度改革の今後の展望について
 2. 財団法人 証券保管振替機構の株式会社化に伴う残余財産の処分について
 3. 各種ワーキング・グループの検討状況の報告等について
 4. その他

【議事要旨】

委員の交代等があったため、紹介が行われた。

引き続き、前田座長(学習院大学 名誉教授)から、いわゆる「証券決済システム改革法」が去る6月12日付けで公布されたことにより、証券決済の円滑化・効率化が図られることは、証券市場等の活性化に大きく寄与すると評価できること、また、最近アメリカでT+1化についての再評価等の動きがあるとの話もあるが、国際標準に照らして制度面の整備が遅れている我が国においては、全ての商品についてDVPの実施やSTP化の推進、ひいてはT+1を実現することが、国際的な市場間競争において不可欠な要件であり、我が国における証券決済制度改革に関しては、スピードを緩めることなく検討を進めていくべきである旨の発言があった後、議事に入った。

1. 証券決済システム改革法の内容及び証券決済制度改革の今後の展望について
金融庁総務企画局市場課 山崎企画官から、証券決済システム改革法の内容及び証券決済制度改革の今後の展望について説明が行われた。

当局からの説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおりである。

- ・ 我々のニーズに応じていただいた形で法律を作っていただいたことに深く感謝したい。今後もインフラ整備に取り組んでDVPやSTPを実現させることは我々の責務だと考えている。ただ、幅広い関係者がいるテーマでもあるので、当局におかれては、引き続き改革実現の後押しをお願いしたい。
- ・ 民間サイドとして、円滑なDVP決済実現のため、資金決済システムについても、振替機関との連携がうまくできるような仕組みの検討が必要だと感じている。海外、特に欧州の決済機関ではこの辺の手当てが進んでいるようなので、日本銀

行及び銀行界の皆さんの御協力をお願いしたい。

さらに、前田座長より、当局における同法律の制定作業及び当懇談会等への参加に対して謝辞が述べられるとともに、法制整備に大方の目途がついた現在、民間サイドにおいて実務面の課題への早急な取り組みが必要であるので、従前にも増して市場参加者に対する広報・推進活動など証券決済制度改革の具体化に向けた活動を行って参りたい、また、株券不発行制度に係る商法をはじめとした法改正についても早期実現を強く希望しているため、今後ともよろしく御対応願いたい旨の発言があった。

2. 財団法人 証券保管振替機構の株式会社化に伴う残余財産の処分について

前回の当懇談会において、「財団の残余財産の処分」については、その具体的な帰属先について、金融審議会における証券決済システム改革を巡る議論の動向等も踏まえ、今後の証券決済システム改革の中で有効に活用される方法を含め、金融・証券等の公益的な団体に帰属させる方向で「証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会」において検討することとなっていた。

同専門部会の座長である野村証券 中井常務取締役から、専門部会において当該課題について検討した結果、財団法人証券保管振替機構の残余財産（約40億円）の帰属先については、その寄附につき非課税とする税制対応ができることを条件として、加入者保護信託とする旨の報告が行われ、異議なく了承された。

なお、同専門部会は、今回の報告により所期の目的を達成したため、本日をもって解散した。

3. 各種ワーキング・グループの検討状況の報告等について

(1) 「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」の検討状況について

「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」の座長代理である大和証券 SMBC 吉田次長から、同ワーキング・グループにおける検討状況について、大要以下の報告が行われた。

当ワーキング・グループでは、昨年、決済システムの枠組みを早急に固めるべく、電子CP（短期社債）、投資信託について同ワーキング・グループの下にタスクフォースを設置し、また、一般債については一般債ワーキング・グループの下にタスクフォースを設置することを要請し、それぞれ議論が進められてきた。

電子CPについては、昨年10月、産業界より提案された電子CPのグランドデザインについて、CPタスクフォースにおいてスキームの是非について検討を行い、グラ

ンドデザインの短期対応について概ね合意が得られたので、保振機構に検討を引き継いでいただくことを要請した。その後、保振機構で実務レベルの詳細検討が行われ、CP決済システムの基本要綱が取り纏められシステム開発が始まるところである。

投資信託については、野村証券の播磨課長を座長とする投信タスクフォースにおいて、設定・解約及びDVP決済スキームについて、まず、実務を法制面に反映させるべく検討が行われ、論点整理を取り纏めている。

当ワーキング・グループとしては、今後の投資信託の検討について、社債等振替法に係る政省令対応については、投資信託協会の中の専門委員会において検討する。決済実務については、業務仕様とともに保振機構で検討する。また、今後、実務慣行等で各業態間の調整を図る必要があるような課題が出てきた場合には、必要に応じて柔軟に検討できる場を設けることで対応する、ということをお願いすることとしている。

また、事務局から、当ワーキング・グループの発足当初から計画していたコンサルティング会社の活用について、コンサルタント会社に証券決済制度改革の実現に向けての全体像の明確化、検討課題の整理、改革のスケジュール（工程表）の作成を委託することとし、当該コンサルティングに係る報告書の提出期限は9月末を予定している旨、及び、コンサルティング会社については、既にプレゼンテーションに基づく選定を行った結果、アクセンチュア(株)とトレードウィン(株)とのジョイント作業となっており、協会内の手続きが完了した段階で発注する予定である旨の報告を行った。

- (2) 「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」の検討状況について
「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」の座長である大和証券SMBC 渡辺執行役員から、同ワーキング・グループにおける検討状況について、大要以下の報告が行われた。

一般債新決済制度については、当ワーキング・グループの下にタスクフォースを設置し、実務を法制面に反映させることを目的としつつ基本スキームについて検討を行い、論点整理を取り纏めている。いくつかの論点については、意見集約ができず両論併記の形になっている。今後、コスト/メリットの分析や、全体像の議論を通じ、妥当な結論が導き出されるものと確信している。

当ワーキング・グループとしては、今後の検討について、決済実務については、業務仕様とともに保振機構で検討することとし、今後、制度・実務慣行などの面で別途

の検討の場を設ける必要があるような課題が出てきた場合には、必要に応じて柔軟に検討できる場を設けることで対応する、ということをお願いすることとしている。

また、保振機構・村井常務取締役より、先程の投信の今後の検討も同様であるが、保振機構で解決できない問題については、当懇談会でも検討をお願いしたい旨、及び、円滑な移行に向け、JBネットや証券会社等へのヒアリング実施も考えられることから、その際の協力をお願いしたい旨の発言があった。

なお、当ワーキング・グループは、今回の検討状況の報告により一応の区切りがついたので、本日をもって解散した。

(3) 「DVP 決済方式の推進と清算機能の活用等に関するワーキング・グループ」の検討状況について

事務局から、大要以下の報告を行った。

「DVP 決済方式の推進と清算機能の活用等に関するワーキング・グループ」の設置趣旨は、「DVP 決済の導入に際し、決済事務を効率的に行うための整備に関する事項を検討して、問題を明確にする」ことであったが、当ワーキング・グループでの検討を踏まえ、清算機関の法的位置付けの明確化、担保等の優先権の確立などの証券取引法の改正が行われた。また、当ワーキング・グループにおける議論を契機として、統一清算機関の創設、保振機構の子会社清算機関の設置等について具体的な検討が行われることとなった。残された検討事項としては、清算機関の連携・統合に係る問題があるが、この課題検討は、別途場を設けて検討していくことを予定している。

なお、当ワーキング・グループは、所期の目的を果たしたので、本日をもって解散した。

また、事務局から、これまで国債の清算機関の設置について、実務者による検討が行われているところであるが、今後の検討に当たっては、本懇談会の下にワーキング・グループを設置して、具体策の検討を進めて参りたい旨の報告があり、「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ」の設置について了承された。

4. その他

事務局から、我が国における証券決済制度改革の取組み状況等について報告を行った。

以 上

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。